

登録品種の標本・DNA保存の取組

ア 事業内容

- (1) 平成20年度から令和6年度までの登録品種の標本・DNA保存等事業において作成及び保存された標本及びDNA資料(約5,800品種)のうち育成者権の存続している品種について保存する。
- (2) 令和7年度に新たに出願又は登録される品種のうち、出願者若しくはその代理人(以下「出願者等」という。)又は育成者権者から資料保存依頼書が提出されたもので、種苗管理センターにおいて栽培試験を実施した栄養繁殖性植物の出願品種、及びその他の栄養繁殖性植物の出願品種(きのこ品種を含む)に係るものについて凍結乾燥による標本を作成し、保存する。
- (3) 出願者等に対し、本事業の概要を説明した文書、資料保存依頼書及び返信用封筒を送付する。
- (4) 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構ホームページにDNA品種識別マニュアルが掲載されているバレイショにおいて、DNAを抽出し、凍結保存(−30℃以下)する。
- (5) 凍結乾燥標本の保存方法及びDNA抽出の手法等を改善・検討するための情報を収集する。また、きのこの標本について、他の機関における保存の可能性を確認する。

イ 実施期間

令和7年4月1日から令和8年3月13日

ウ 担当者

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
種苗管理センター 試験・検査部 品種保護対策課

エ 事業の成果(又はその概略)

- (1) 平成20年度から令和6年度までの登録品種の標本・DNA保存等事業において作成及び保存された凍結乾燥標本(約5,800品種)について引き続き保存した。
- (2) 新たに出願又は登録される品種のうち、出願者若しくはその代理人(以下「出願者等」という。)又は育成者権者から資料保存依頼書が提出されたもので、種苗管理センターにおいて栽培試験を実施した栄養繁殖性植物の出願品種に係るものについて凍結乾燥標本を191点、その他の栄養繁殖性植物及びきのこの品種に係るものについて凍結乾燥標本を107点作成し、保存した。
- ((1) ~ (2) の下線部は3月13日時点の点数を示す。)
- (3) 出願者等に対し、本事業の概要を説明した文書、資料保存依頼書及び返信用封筒を238件、445品種分送付した((3) の下線部は3月13日時点の点数を示す。)。
- (4) 小計24点(バラ、バレイショ)のDNA資料を作成した。
- (5) DNA分譲依頼書が提出された24品種(バラ、バレイショ)について、利用細則に基づきDNAを分譲した。なお、育成者権者以外の者へDNAを分譲したことから、育成者権者宛てに分譲の事実を通知するとともに、バレイショの20品種分について利用結果を報告した。
- (6) きんこの子実体の保存方法及びDNA抽出の方法等について、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所九州支部(熊本県熊本市)にて木下晃彦博士から情報収集を行った。また、本事業と鳥取大学農学部附属菌類きのこ遺伝資源研究センターの安全寄託の実施内容を比較し、本事業でのきのこの保管のあり方について検討した。